

福岡県公報

平成三十年十月十二日
第四千三十四号
増刊
①

目次

告 示 (第八百六十号―第八百六十三号)

○福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示 (林業振興課)

○福岡県造林事業交付金交付規程の一部を改正する告示 (林業振興課)

○悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準の一部を改正する告示 (環境保全課)

○航空機騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに当てはめる地域の一部改正 (環境保全課)

教育委員会

○福岡県立高等学校学則等の一部を改正する規則 (教育庁高校教育課)

告 示

福岡県告示第八百六十号

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年十月十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示

福岡県造林事業補助金交付規程(昭和五十四年十一月福岡県告示第千六百七十六号)の一部を次のように改正する。

別表一補助金の額の欄中「別表8」を「別表9」に改める。

別表三補助金の額の欄中「別表7」を「別表8」に改める。

別表五及び別表六を次のように改める。

別表5 松くい虫被害対策強化事業

事業の区分	事業の主体	事業の規模	補助金の額	補助対象事業の内容
衛生伐	市町村の財政力指数が0.1未満の場合、市町村が主体となる。	1 新植の面積が10ヘクタール以上	上	1 別表2保安林経費補助事業における衛生伐に要する標準経費について、知事が必要と認めるときは、第2条の補助金に加算して補助するものとし、加算の割合は、別表6の定めるところによる。この場合、知事は、この第2条に基づき補助金の額を差し引いた額とする。

(備考) 1 この表で使用する用語の意義は、森林法第五節第四項(昭和25年法律第53号)及び当該法附則の規定による。
2 この表は平成31年度までの補助金に適用する。

別表6 衛生伐に要する標準経費に加算して補助する割合

市町村の財政力指数	加算して補助する割合
0.8以上	21パーセント以内
0.8未満0.5以上	24パーセント以内
0.5未満	27パーセント以内

別表八を別表九とし、別表七を別表八とし、別表六の次に次の一表を加える。

別表7 衛生伐に要する標準経費以外の経費に加算して補助する割合

加算して補助する割合	備 考
知事が必要と認める額の70パーセント以内	次に掲げる衛生伐に要する標準経費以外の経費について補助するものとする。 1 安全対策に要する経費 2 条件整備に要する経費 3 調査に要する経費

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県造林事業補助金交付規程の規定は、平成三十年度分の補助金から適用する。

福岡県告示第八百六十一号

福岡県造林事業交付金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年十月十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県造林事業交付金交付規程の一部を改正する告示

福岡県造林事業交付金交付規程（平成二十三年一月福岡県告示第二百三十一号の三）の一部を次のように改正する。

別表四及び別表五を次のように改める。

別表4 区いし建設費削減化事業

事業の区分	事業の区分	事業の区分	事業の区分
第五区	市町の財政力指数が0.8未満の市町である。	1 市町の面積が0.1ヘクタール以上	1 交付金の額を、別表5の額に、別表4の額を加算して算出する。ただし、別表4の額は、別表5の額を超過しないものとする。

（備考）1 この表で規定する市町の定義は、森林再生等助成法（昭和23年法律第83号）及びいし建設費削減化事業の施行規則（平成29年4月7日林野庁令第105号）の施行規則、森林再生等助成法施行規則（平成29年4月7日林野庁令第105号）の施行規則、森林再生等助成法施行規則施行細則（平成29年4月7日林野庁令第105号）の施行細則による。

2 この表は平成34年度までの交付金に適用する。

別表5 衛生区に要する標準経費に加算して交付する割合

市町の財政力指数	加算して交付する割合
0.8以上	21パーセント以内
0.8未満 0.5以上	24パーセント以内
0.5未満	27パーセント以内

別表に次の一表を加える。

別表6 衛生区に要する標準経費以外の経費に加算して交付する割合

加算して交付する割合	備考
知事が必要と認める額の70パーセント以内	次に掲げる衛生区に要する標準経費以外の経費について交付するものとする。 1 安全対策に要する経費 2 条件整備に要する経費 3 調査に要する経費

附則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県造林事業交付金交付規程の規定は、平成三十年度分の交付金から適用する。

福岡県告示第八百六十二号

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準（平成十四年三月福岡県告示第四百七十三号）の一部を次のように改正し、この告示の日から施行する。

平成三十年十月十二日

福岡県知事 小川 洋

第一号イ中「那珂川町、宇美町」を「宇美町」に改める。

福岡県告示第八百六十三号

航空機騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに当てはめる地域（平成四年四月福岡県告示第六百七十二号）の一部を次のように改正し、この告示の日から施行する。

平成三十年十月十二日

福岡県知事 小川 洋

別表第一号中「那珂川町」を「那珂川市」に改める。

教育委員会

福岡県立高等学校学則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年十月十二日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第六号

福岡県立高等学校学則等の一部を改正する規則

(福岡県立高等学校学則の一部改正)

第一条 福岡県立高等学校学則(昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表中

24	福岡県立八幡南高等学校	全日制	普通(二四〇)	に、
24	福岡県立八幡南高等学校	全日制	普通(二八〇)	を
21	福岡県立八幡高等学校	全日制	普通(二〇〇)、理数(八〇)	に、
21	福岡県立八幡高等学校	全日制	普通(二四〇)、理数(八〇)	を
11	福岡県立小倉高等学校	全日制	普通(二八〇)	に、
11	福岡県立小倉高等学校	全日制	普通(三二〇)	を
5	福岡県立京都高等学校	定時制	普通(四〇)	に、
		全日制	普通(二四〇)	
5	福岡県立京都高等学校	定時制	普通(四〇)	を
		全日制	普通(二八〇)	
1	福岡県立青豊高等学校	全日制	総合学科(二八〇)	に、
1	福岡県立青豊高等学校	全日制	総合学科(三二〇)	を

に、

を

に、

を

に、

を

に、

を

に、

を

に、

を

に、

を

に、

を

に、

を

に、

を

に、

を

47	福岡県立修猷館高等学校	全日制	普通(四四〇)	に、
47	福岡県立修猷館高等学校	全日制	普通(四〇〇)	を
34	福岡県立新宮高等学校	全日制	普通(三六〇)、理数(四〇)	に、
34	福岡県立新宮高等学校	全日制	普通(三二〇)、理数(四〇)	を
29	福岡県立遠賀高等学校	全日制	普通(二二〇)、農業食品(四〇)	に、
29	福岡県立遠賀高等学校	全日制	普通(二二〇)、グリーンサイエンス(四〇)	を
28	福岡県立中間高等学校	全日制	普通(二〇〇)	に、
28	福岡県立中間高等学校	全日制	普通(二四〇)	を
26	福岡県立東筑高等学校	全日制	普通(二八〇)	に、
26	福岡県立東筑高等学校	全日制	普通(三二〇)	を
25	福岡県立北筑高等学校	全日制	普通(二〇〇)、英語(四〇)	に、
25	福岡県立北筑高等学校	全日制	普通(二四〇)、英語(四〇)	を

64	福岡県立明善高等学校	定時制 普通(八〇)	全日制 普通(二四〇)、理数(四〇)	に
64	福岡県立明善高等学校	定時制 普通(八〇)	全日制 普通(二八〇)、理数(四〇)	を
62	福岡県立三井高等学校	全日制 普通(二六〇)		に
62	福岡県立三井高等学校	全日制 普通(二〇〇)		を
61	福岡県立小郡高等学校	全日制 普通(二〇〇)		に
61	福岡県立小郡高等学校	全日制 普通(二四〇)		を
56	福岡県立筑紫中央高等学校	定時制 普通(四〇)	全日制 普通(四〇〇)	に
56	福岡県立筑紫中央高等学校	定時制 普通(四〇)	全日制 普通(四四〇)	を
53	福岡県立春日高等学校	全日制 普通(四〇〇)		に
53	福岡県立春日高等学校	全日制 普通(四四〇)		を

91	福岡県立鞍手高等学校	定時制 普通(八〇)、生活情報(四〇)	全日制 普通(二〇〇)、理数(四〇)	を
82	福岡県立朝倉光陽高等学校	全日制 普通(四〇)、食農科学(八〇)		に
82	福岡県立朝倉光陽高等学校	全日制 普通(八〇)、食農科学(八〇)		を
79	福岡県立浮羽究真館高等学校	全日制 普通(二六〇)		に
79	福岡県立浮羽究真館高等学校	全日制 普通(二〇〇)		を
78	福岡県立浮羽工業高等学校	定時制 普通(四〇)	全日制 機械 材料技術 電気 〔八〇〕 建築 環境デザイン 〔八〇〕	に
78	福岡県立浮羽工業高等学校	定時制 普通(四〇)	全日制 建築(四〇)、環境デザイン(四〇)、材料技術(四〇)、電気(四〇)、機械(四〇)	を
65	福岡県立久留米高等学校	全日制 普通(二六〇)、英語(四〇)		に
65	福岡県立久留米高等学校	全日制 普通(二〇〇)、英語(四〇)		を

91 福岡県立鞍手高等学校	
定時制 止	全日制 普通(二〇〇)、理数(四〇)
普通(四〇)、生活情報(募集停止)	

に

改める。

(福岡県立中学校学則の一部改正)

第二条 福岡県立中学校学則(平成十五年福岡県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二号様式中



を

に改める。

第二号様式の(注)中1を削り、2を1とし、3を2とする。

(福岡県立中等教育学校学則の一部改正)

第三条 福岡県立中等教育学校学則(平成十五年福岡県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二号様式中



を

に改める。

第二号様式の(注)中1を削り、2を1とし、3を2とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の福岡県立高等学校学則の規定は、平成三十一年度以降に入学する者から適用する。